

第1回 串本町役場庁舎建設検討委員会 次第

日 時： 平成 23 年 7 月 26 日(火) 19 時より

場 所： 串本町役場本庁舎 別館 4 階会議室

1. 開会
2. 委嘱状交付
3. 町長挨拶
4. 串本町役場庁舎建設検討委員会設置要綱について
5. 委員紹介
6. 委員長、副委員長の選出
7. 諮問
8. 委員長挨拶
9. 議事
 - (1) 委員会の会議運営について
 - (2) 庁舎建設に係る経緯について
 - (3) 建設スケジュールに係る考え方(案)について
 - (4) その他
10. その他
11. 閉会

串本町役場庁舎建設検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 この告示は、串本町役場庁舎(以下「庁舎」という。)の建設に関して町長の諮問に応じ、串本町役場庁舎建設基本構想の策定に必要な調査及び審議を行うため、串本町役場庁舎建設検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について調査及び審議を行い、その結果を町長に答申するものとする。

- (1) 庁舎建設の基本構想に関すること。
- (2) 庁舎建設の候補地に関すること。
- (3) 庁舎建設の規模に関すること。
- (4) 庁舎建設の時期に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するため必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町内公共的団体代表者
- (2) 学識経験者
- (3) その他町長が必要と認める者

2 委員に欠員が生じたときは、速やかに委員を補充するものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から町長の諮問に係る調査及び審議の結果を答申するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1名置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(報酬等)

第7条 委員の報酬及び費用弁償については、串本町非常勤の職員等の報酬に関する条例(平成17年条例第34号)及び串本町職員等の旅費及び費用弁償に関する条例(平成17年条例第41号)に定めるところにより支給するものとする。

(意見聴取等)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し出席を求め、説

明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(施行時の会議の招集)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、この告示の施行後最初に関開く委員会の会議については、町長が招集する。

串本町役場庁舎建設検討委員会 委員名簿

番号	団体名	職名	氏名
1	串本町区長連合会	会長	小 森 正 人
2	串本町区長連合会	副会長	中 村 省 一
3	串本町商工会	会長	須 賀 節 夫
4	串本町商工会	副会長	生 熊 和 道
5	串本町商工会女性部	部長	山 口 美 野 枝
6	串本町観光協会	会長	尾 崎 和 貴
7	古座観光協会	会長	室 宣 行
8	串本町社会福祉協議会	会長	中 筋 雄 四 郎
9	串本町民生委員児童委員協議会	会長	堀 登 世
10	串本町身体障害者連盟	会長	中 野 實
11	串本町老人クラブ連合会	会長	田 仲 康 慧
12	学識経験 (串本町消防団 副団長)		芝 崎 晴 一
13	学識経験 (串本町障害者自立支援法審査会 委員)		仙 名 静 子
14	学識経験 (串本町消防団 団長)		谷 口 好 布
15	学識経験 (南紀森林組合 組合長)		寺 田 展 治

	アドバイザー * 国立和歌山工業高等専門学校 環境都市 工学科 准教授 * 東南海・南海地震津波検討対策委員会 本部会 委員		小 池 信 昭
--	--	--	---------

(敬称略・順不同)

	事務局 (総務課 課長)		稲 生 利 信
	事務局 (総務課 副課長)		鈴 木 一 郎
	事務局 (総務課 主査)		大 芝 英 智

串本町役場庁舎建設検討委員会の会議運営について（案）

1 会議について

- (1) 会議は、原則として公開とする。
- (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じることが明らかに予想される場合は、会議を公開しないことができる。この場合、委員長が委員会に諮ったうえで、非公開の決定を行う。
- (3) 会議の開催時間については、各委員が出席しやすい時間帯を考慮して設定する。

2 会議資料について

会議資料について、原則として会議終了以降、町ホームページで公開し、総務課において閲覧することができる。

3 傍聴について

- (1) 傍聴人の定員は、開催する会場の状況等を勘案して委員長があらかじめ傍聴を認める定員を定める。
- (2) 会議の傍聴を希望する者が、定員を超えるときは、先着順により決定する。

4 会議録の作成について

- (1) 会議終了後、事務局において、次の事項を記載した会議録を作成する。会議録作成のため、会議内容を録音する。
 - ① 会議名、開催日時、開催場所、委員の出欠
 - ② 議題
 - ③ 傍聴人の数
 - ④ 審議内容（個人名は明記せず、発言の要点を記載）
 - ⑤ その他、必要な事項
- (2) 委員長は、毎回の会議において会議録署名人2名を指名し、会議録への署名を求めるものとする。
- (3) 会議録について、総務課において閲覧することができる。ただし、会議録を要約した内容について、町ホームページで公開する。

串本町役場庁舎建設に係る経緯について

(1) 串本町古座町合併協議会における経緯

- 平成 15 年 4 月 1 日 串本町古座町合併協議会設置
- 平成 16 年 9 月 3 日 串本町古座町合併協定調印式

① 合併協議会における協定項目

新町の事務所の位置は、当分の間、現串本町役場(串本町串本 1800 番地)の位置とする。

また、古座町役場(古座町西向 359 番地)を第 2 庁舎として有効活用する。

将来の新町の事務所の位置については、新庁舎を建設時に、新町において検討するものとする。

② 新町建設計画における位置づけ

(新町の主要な施策／安全に暮らせる防災対策の推進／防災拠点の整備)

被災時に町民の命と財産を守り、災害活動の中核管理機能を果たす拠点として、新町移行後しかるべき時期に新庁舎の建設を行います。

(公共施設の整理統合)

新町の役場については合併後しかるべき時期に再整備を行います。同様に、公立病院と消防庁舎及び火葬場についても合併後に統合整備を図ります。施設の統合整備に際しては、南海・東南海地震に備えて、被災時に町民の命と財産を守るために災害活動の中核管理機構を果たす拠点として、住民の利便性を考慮しつつも津波被害を受けない安全な場所に整備するものとします。

その他、両町に整備されている施設で機能的に重複している、または類似のものについては、必要に応じて統合と機能分担、管理運営方法等を検討し、効率的かつ効果的な施設の活用方策について継続的に検討していきます。

また、旧役場庁舎等については、日常的な住民窓口サービス等機能の低下を招かないよう十分に配慮し、必要な機能の保持を図っていきます。

(2) 串本町長期総合計画における位置づけ

① 第 1 次串本町長期総合計画

- 平成 19 年 3 月議会議決

(行政の効率化、合理化の推進)

多様化・高度化した住民要望に対応でき、規模に応じた適正な行政組織を構築し、事務事業の合理化・簡素化を図り、また、合併により 2 つの施設を維持することとなっている病院、庁舎、消防、火葬場等の施設については統合一本化を図り効率的な行政運営に努める。

② 第 1 次串本町長期総合計画後期基本計画

- 平成 23 年 6 月議会議決

(行政の効率化、合理化の推進)

多様化・高度化した住民要望に対応可能な、規模に応じた適正な行政組織を構築し、事務事業の合理化・簡素化を図り、また、合併により 2 つの施設を維持することとなっている病院、庁舎、消防、火葬場等の施設については統合一本化を図り効率的な行政運営に努める。

